

発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野 英明
発言の会議	平成21年9月16日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
答弁を求める者	市長

【件名及び発言の要旨】

1 本市は来年度以降も知的障がいのある人を雇用すべきではないか

- (1) 本市では今年5～9月に知的障がいのある方を雇用して、職場体験実習を行ったが、その成果をどのように総括しているか
- (2) 本市は来年度以降も知的障がいのある方々を雇用すべきではないか
- (3) 障がいの種別にとらわれず、精神障がい・発達障がい・高次脳機能障がいのある方々を初めとする、障がいのある方々を積極的に雇用していくべきではないか

2 特別養護老人ホームの待機者の解消について

- (1) 特別養護老人ホームに待機している方々の現状について
 - ア 特別養護老人ホームへの入所を待機している方々の実数は、最新のデータでは何名か
 - イ この待機者数のうち、重度の方々は何名か
 - ウ 最新データでの、平均待機期間は何年何カ月か
 - エ 質問ア～ウへの回答は、昨年第3回定例会で質疑をした際より増加しているか

(2) マニフェストで市民と契約した「待機者の減少」の実現可能性について

マニフェストや選挙公報を読んだ多くの市民の方々は、その記述のあり方から、当然のこととして「特別養護老人ホームの増設や床数の増加」を期待したが、さきの本会議での答弁を聞く限り、市長にその意向はないことがわかった

ア マニフェストで市民と契約した「特別養護老人ホームの待機者を減らします」とは①いつまでに、②どのように、③何名を減らすのか

イ 前市長の計画をただ踏襲するだけで本当に待機者を減少できるのか

蒲谷前市長が策定した第4期高齢者保健福祉計画では、3年後までに特別養護老人ホームを300床増設する目標を立てたが、9月9日の吉田市長の答弁によれば、これを踏襲するのみで新たに床数を増加させる見直しはしない、とのことだが、これで待機者を本当に減少させられると考えているのか

ウ 仮に第5期計画で増床が決まっても、市長任期内に実現しなければ、マニフェストに反するのではないか

今後新たに特別養護老人ホームを増床すべきか否かは、平成23年度にスタートする次期計画(=第5期計画)を策定する過程で判断するとのことである。しかし第5期計画が策定されるのは、既に吉田市長の任期3年目であり、特別養護老人ホームの建設には複数年を要することからも市長の任期中に増床が実現しない可能性が高いが、これではマニフェストに反するのではないか

エ 市長の任期中ずっと待機させられた方々への説明責任をいかに果たすのか

マニフェストと選挙公報では「待機者を減少」をうたい、多くの市民の方々はそれを信じて投票したにもかかわらず、吉田市長の任期中もずっと待機させられたままとなる可能性のあるご高齢の方々とそのご家族に対して、市長はどのような説明責任を果たすのか

3 芸術劇場・美術館・ソレイユの丘の運営形態の見直しについて

選挙前にはマスメディアの取材に対して「3施設とも売り払って身軽になるべきだ」（09年6月18日・毎日新聞・朝刊）と答えていた吉田候補だが、さきの本会議や教育経済常任委員会での答弁を聞く限り、市長就任後に明らかに方向転換し、「見直しはやめた」としか受けとめられない

(1) 4年間の任期の中で、吉田市長は本気で見直しを行う意思はあるのか

ア 芸術劇場とソレイユの丘の運営形態の見直しを部局へ「正式」に「指示」したのか

芸術劇場・美術館・ソレイユの丘の「ハコモノ3兄弟」に対する先日の本会議での答弁で、市長は見直しを「検討していきたいと思っている」と述べたが、教育経済常任委員会での質疑を通じて、美術館については部局に対してあくまでも「意向を述べた」にすぎず、見直しの「正式」な「指示」を教育委員会に出していないことが判明した

しかも、3～5カ年のデータを収集した後で経営形態の見直しプロジェクトチームの設置を行う、とのことだが、そのときには既に市長の任期は終わっている。任期後の話をされても現実味はゼロであり、これでは市民への裏切りとしか受けとめられず、大きく失望させられた

「ハコモノ3兄弟」の残り2つ、芸術劇場・ソレイユの丘については運営形態の見直しを部局へ「正式」に「指示」したのか。それとも美術館と同じく、ヒアリングの中でただ部局に対して何の拘束力もない「意向」をただ述べただけなのか

イ ソレイユの丘の「契約形態の見直し」を市長は本当に実現する気があるのか

ソレイユの丘の指定管理者である（株）横須賀ファームとの契約期間は平成27年まで続くが、市長の任期は平成24年までしかない。先日の本会議での答弁で市長は、「契約期間終了後の契約形態の見直しを検討したいと思う」と述べ

たが、任期終了後の契約まで見直しできるのか

ウ 契約形態の見直しを行うのならば、①いつから開始するのか。また、②見直した契約形態は社会情勢の変化の有無にかかわらず平成 27 年以降も有効なのか

エ 芸術劇場の「指定管理者の公募」を市長は本当に実現できるのか

芸術劇場の運営形態の見直し方法は「指定管理者を指名ではなく公募すること」と市長は述べたが、ことしの第 1 回定例会で指定管理者を指定する議案が可決されたばかりであり、平成 26 年まではこの指定管理者による管理が続いていく。

一方、市長の任期は平成 24 年までだが、任期終了後も市長の意向が反映されるように条例改正などの手続を任期中に行うのか

オ さきの定例会では、この問題に対して市長に「明確な今後の方針」の答弁を求めたにもかかわらず、実際には部局に対して正式な指示さえ出していない「ただの意向」を答弁として発言したのは問題ではないか

カ さきの本会議での答弁を訂正して、見直しの「意向」ではなく早急に抜本的な見直しを「指示」すべきではないか

「ハコモノ 3 兄弟」は維持運営に毎年約 15 億円もコストを要するが、吉田市長が今すぐ運営形態の「抜本的な見直しを行わない」ということは「= 4 年間で市民に約 60 億円の損失を与えること」であり、「ハコモノ」を建設した過去の市長と何ら変わらないのではないか

したがって、財政危機を改革すると誓った市長として、これら「ハコモノ」の運営形態の見直しを早急に実施すべきではないか

以上